

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<p>●金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告及び平成25年の「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正（平成26年12月1日施行）を踏まえた改正</p>		
<p>（運用財産相互間取引の適用除外の明確化） VI-2-2-1（2）</p>		
1	<p>金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)により運用財産相互間取引の禁止の適用が除外される場合の要件のひとつである、「当該投資判断に基づく最良執行のために運用財産相互間取引が行われる（又は最良執行のために行った取引が結果的に運用財産相互間で対当する場合）」とは、結果的に取引が運用財産相互間で対当する場合に限らず、トレーダーが、両ファンドそれぞれにおける「売り」又は「買い」について各々最良執行の観点から合理的に判断した結果として、当該「売り」と「買い」が対当することを認識しつつ（すなわち意図的に）運用財産相互間取引を行う場合を排除するものではないという理解でよいか。</p>	<p>当該投資判断に必要性及び合理性があり、最良執行のために行われるものについては、ご理解のとおりです。</p>
2	<p>運用財産相互間取引の禁止の適用除外において、最良執行の観点から考慮される、「取引の価額に加えて、取引コストやマーケットインパクト軽減等の事情」については、取引所市場で直近ついている値段は妥当であり、取引コスト・マーケットインパクトを計測する上で基準とする価格として扱ってよいという理解でよいか。</p>	<p>直近価格の妥当性の検証も含めて、取引価格、取引コスト、マーケットインパクト等の事情を総合的に勘案する必要があると考えます。</p>
3	<p>運用財産相互間取引の禁止の適用が除外される場合の例示（「異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引（当該銘柄に係る流動性等を勘案して価格形成に影響を与えるおそれが無く、かつ、同一トレーダーによる取引の場合は、当該トレーダーに執行についての裁量を与えられていないもの。）」）について、『かつ』の場合、異なる</p>	<p>本規定は例示に過ぎませんので、ご指摘の場合においても、当該投資判断に必要性及び合理性があり、最良執行のために行われるものについては、運用財産相互間取引が認められる余地はあるものと考えます。</p>

	<p>ファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文であっても、トレーダーが一人の場合で当該トレーダーに執行についての裁量を与えられている場合(多くの場合は執行についての裁量は与えられている)には常に「必要かつ合理的と認められる場合」に該当しなくなってしまう。トレーダーとファンドマネージャーの職務が分離しており、あくまでトレーダーは最良執行のみに基づいて職務遂行するのであれば、トレーダーに執行についての裁量を与えられている場合であっても、「必要かつ合理的と認められる場合」に該当すると考えるのが相当である。</p>	
4	<p>上場株式や国債といった流動性と価格透明の高い資産に関しては、口座間利益付け替えといった行為が事実上困難と思われることより、資産を限定した上で相互取引を解禁する、又は適用除外とすることを検討出来ないか。</p> <p>改正案への盛り込み方としては、以下の二通りを想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務執行態勢(2)取引の執行③で「原則として禁止、但しxxについてはこの限りではない」とし、解禁する資産を限定列挙し明確にする。xxは上場株式、日本国債、あるいは上場指数先物取引、米国債や政府保証債なども検討。 ・適用除外とする場合、「必要かつ合理的と認められる場合」の取引事例として追加で「ト」事項を加え、「xxについて、同価格の合理性が客観的に証明できる場合の取引」とする。xxは上記同様。 	<p>運用財産相互間取引は、どちらかの運用財産の投資者にとって不利益となる可能性があることから、原則的に禁止し、必要性及び合理性があるものについては例外的に認められているものです。したがって、運用の方針、運用財産の額及び市場の状況に照らして、当該取引がどちらかの運用財産の投資者にとって不利益となる可能性がある以上は、上場株式や国債など、資産の種類のみで判断することは適切ではないと考えます。</p>
5	<p>運用を再委託するファンドにおいて、以下3点を確認したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再委託先が海外の運用会社である場合、外国資産の取引については当該国市場での法令・市場慣行などに従い取引するものであり、当該委託先の最良執行ポリシー等を確認できる場合は、本件監督指針の適用を必ずしも要しないとの認 	<p>運用を再委託する場合においても本規定は適用されます。</p> <p>ご指摘の点については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、監督指針VI-2-2-1(2)③に記載のとおり、金商業府令第129条第1項第1号に掲げる取引を行うに当たっては、管理部門等が同号に該当</p>

	<p>識でよいか。</p> <p>2. 再委託先の運用会社が本件監督指針に従った最良執行ポリシーを策定している場合、ファンド委託会社（当社）の最良執行ポリシーの適用を求めなくても最良執行と考えられるか。</p> <p>3. 再委託先の執行する個別取引を確認しなくても、最良執行ポリシー、管理体制等の確認で足りると考えられるか。</p>	<p>することを適切に検証できる態勢が求められます。最良執行のために行われる取引かどうか管理部門等において個別の運用財産相互間取引ごとに検証する必要がありますと考えます。</p>
6	<p>今回の改正により「必要かつ合理的と認められる場合」とは「運用財産相互間取引を行う両ファンドそれぞれにおける当該「売り」又は「買い」の投資判断に必要性・合理性があり、かつ、同投資判断に基づく最良執行のために運用財産相互間取引が行われる場合」が該当するとされているが、本項目に例示列挙されている事例（イ～へ）については特段の付帯条件なく「必要かつ合理的と認められる場合」に該当するとされていることから、当該事例に当てはまるものについては個別に投資判断の必要性・合理性や最良執行の観点からの確認までは必要ないとの理解でよいか。</p>	<p>本規定の例示に該当する場合には、ファンド間の公平性・公正な価格形成が図られており、「必要かつ合理的と認められる場合」に該当すると考えられますが、これのみをもって一律に判断されるものではなく、個別事案ごとの判断が必要になるものと考えられます。</p>
7	<p>運用財産相互間における取引の金商業等府令第129条第1項第1号イ(4)に規定する必要かつ合理的と認められる場合に該当すると考えられる例示のイについて確認したい。</p> <p>イ. 異なるファンドマネージャーの投資判断に基づく売りと買いの注文についてトレーダーが執行する取引とあるが、ファンドのコンセプトが全く違うアクティブファンドAとBを、同一ファンドマネージャーが運用しており、Aファンドに組み入れているZ銘柄のウエイトが上がり売却しなくてはいけなくなったが、たまたま同日Bファンドでリバランスを行っており、Z銘柄の買いを執行している場合、必要かつ合理的な売買と判断することは可能か。</p>	<p>ご質問の取引は監督指針VI-2-2-1(2)③イには該当しないものと考えられますが、本規定は例示に過ぎませんので、ご指摘の場合においても、当該投資判断に必要性及び合理性があり、最良執行のために行われるものについては、運用財産相互間取引が認められる余地はあるものと考えます。</p>

(投資信託の運用報告書の記載事項に係る留意点の追加)		
VI-3-2-3 (2)		
8	<p>①当該投資信託の仕組み（運用方針を含む。）に「ベンチマークないし参考指標」及び「運用責任者のプロフィール」を追加してはどうか。</p>	<p>ご指摘の「ベンチマークないし参考指標」の記載については、投資信託協会の自主規制規則（投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則）において記載を求められており、監督指針への追加は不要と考えます。</p> <p>また、運用責任者のプロフィールについては、監督指針VI-2-3-1(1)②イ.において運用担当者の運用経験年数等を受益者等に対して明示することを促しており、これらを運用報告書に記載するか否かについても、各運用会社が、運用する投資信託の特性に応じて、対応されることが望まれるため、画一的に記載を求めることはなじまないものと考えます。</p>
9	<p>④に「販売会社に対する報酬」を追加してはどうか。</p>	<p>ご指摘の販売会社に対する報酬（信託報酬の代行手数料分）については、投資信託協会の自主規制規則において投資信託の費用明細として信託報酬の内訳を記載することとされており、監督指針への追加は不要と考えます。</p>
<p>●金融・資本市場活性化有識者会合において取りまとめられた「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」を踏まえた改正</p>		
(投資信託の手数料等に関する説明の充実のための留意点の追加)		
IV-3-1-2 勧誘・説明態勢		
10	<p>「顧客のライフステージ」等を踏まえたニーズ把握が求められることとなるが、これは、特にヒアリングが必要な具体的項目が定められているものではなく、顧客との会話にて家族構成やライフイベント（結婚、就職、自宅購入、出産等）をヒアリングできた場合には、それらも踏まえて顧客に見合った商品の提供を行うということで問題ないことを確認したい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

11	<p>「顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供する」とあるが、これは、青年期、壮年期、老年期などといったライフステージごとに予め決められた商品の中から商品提供を求める趣旨ではなく、引き続き、個々の顧客の意向やリスク許容度等に応じた商品提供を行うことが求められていることに変わりはないという理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
12	<p>「顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的を踏まえたニーズを把握し」を「顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的を踏まえたニーズ、リスク許容度を把握し」としてはどうか。</p>	<p>リスク許容度については、財産の状況、投資目的を把握することにより、確認可能と考えます。</p>
13	<p>「顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築し、投資信託の預り資産を拡大していくことは、顧客の資産形成はもとより、証券会社等にとっても、市況に左右されづらい安定的な収益構造への転換につながるものと考えられる。」とあるが、後段のくだりは各金融商品取引業者等の経営方針に関する事項であり、また、投資信託に係る投資家コストと表裏一体の問題でもあるため、記載不要ではないか。</p>	<p>平成25年12月、金融・資本市場活性化有識者会合が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」において、投資信託等については、短期間での商品乗換えによる販売手数料収入重視の営業を見直すことが必要である旨指摘されているとおり、販売手数料収入ではなく預り資産残高に応じた手数料収入を拡大することは、証券会社等において、安定的な収益の確保につながるものと考えます。</p>
14	<p>「顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。」とあるが、販売会社による積極的勧誘を過度に懲憑する表現になっていると考える。</p> <p>金融・資本市場活性化有識者会合の提言においては、より投資者本位の記載ぶりとなっていることを踏まえ、「顧客のライフステージやリスク特性等を踏まえた商品提供に努め、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。」としてはどうか。</p>	<p>Ⅳ-3-1-2(4)においては、販売会社が投資信託の勧誘を行う際の留意事項を記載したものであり、販売会社の積極的勧誘を過度に懲憑する趣旨ではありません。</p>

IV-3-1-2(4)①イ		
15	<p>目論見書記載の販売手数料率の上限の範囲内で、販売会社毎に販売手数料率を定めているが、それとはまた別に各販売会社が企画するキャンペーン等により手数料の値引きを行う場合がある。</p> <p>目論見書補完書面では「また別に定めがある場合は当該上限申込手数料率の範囲内で異なる手数料率を適用するものとします。詳しくは店頭、コールセンター、または当社ホームページでご確認ください。」というような説明を行っている。</p> <p>また、NISA口座で投資信託をお申し込みいただくと、非課税枠内だけでなく、非課税枠を超える購入申し込み分についても申込手数料が無料になるプログラムを提供している。</p> <p>投資信託の勧誘時点では上記プログラムを顧客が選択するか否かが不明な場合やその他のキャンペーン等の条件に合致するか否かが不明な場合も起こりうるが、通常であれば適用される手数料率及び約定金額に対する手数料金額を説明すれば、プログラムやキャンペーン等の条件、値引き後の手数料率及び約定金額に対する手数料金額について説明しなかったとしても「販売時点で確定できない場合は概算額」の説明を行っているものと考えてよいか。</p> <p>その理解でよければ、「販売時点で確定できない場合」を「勧誘時点で確定できない場合」としていただきたい。</p>	<p>キャンペーン等により手数料を値引きすることを決定・公表している場合においては、キャンペーンの実施時期、取引の条件、値引き後の手数料率及び購入代金に応じた販売手数料の金額について、顧客に説明する必要があると考えます。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、「販売時点で確定できない場合」を「勧誘時点で確定できない場合」に修正いたします。</p>
16	<p>「勧誘を行う投資信託の販売手数料の料率及び購入代金に応じた販売手数料の金額（販売時点で確定できない場合は概算額）」については、「勧誘を行う投資信託の販売手数料の料率又は購入代金に応じた販売手数料の金額（販売時点で確定できない場合は概算額）」として頂きたい。</p>	<p>平成26年6月、金融・資本市場活性化有識者会合が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」において、投資信託について、手数料等に関する説明の充実を図る旨の提言がされており、販売手数料の料率に加えて、金額の説明を行うことで、顧客が、投資信託を購入するに当たって負担する費用についての</p>

		理解が高まると考えます。
17	投資家に説明を行う解約手数料・販売手数料の金額が販売時点で確認していない場合で、前営業日の基準価格で仮計算を行った販売手数料の金額が、例えば324,100円であった場合は「概算で約30万円程度です」など、およその金額を説明すればよいという理解でよろしいか。	勧誘時点で販売手数料の金額が確定できない場合は、概算額の説明が必要ですが、ご質問のケースでは概算額として、前営業日の基準価額で計算すると販売手数料の金額が324,100円となる旨を説明し、そのうえで当日の基準価額により上下することを説明する必要があると考えます。
IV-3-1-2(4)①口		
18	「保有期間別（1年、3年、5年）の1年当たりの負担率の状況を例示する等」とあるが、例示方法として例えば「販売手数料は、投資信託の保有期間が長期に及ぶほど1年当たりの負担率が逡減します。例えば販売手数料3.24%（税込）の投資信託を購入する場合、保有期間に応じた1年当たりの負担率は、1年では3.24%、3年では1.08%、5年では0.648%となります」という定型文を販売会社が独自に用意して口頭で説明すれば良く、販売用資料または補完書面に表示することまでは求めないとの理解で良いか。あるいは、文面と表示方法について具体的な例示が今後なされるのか。	保有期間別の1年当たりの負担率の状況の例示方法については、書面による説明に限定するものではありませんが、取引の態様に応じて、資料表示、口頭説明など適切な方法で、投資信託を購入する顧客にわかりやすく説明する必要があると考えます。 なお、口頭で説明を行うに当たっては、販売手数料について、保有期間別（1年、3年、5年）の1年当たりの負担率の状況を、顧客にわかりやすく説明する必要があると考えます。 また、本監督指針を踏まえた具体的な例示については、日本証券業協会と検討してまいります。
19	「保有期間別（1年、3年、5年）の1年当たりの負担率の状況を例示する」とあるが、これは、「販売手数料は、投資信託の保有期間が長期に及ぶほど1年当たりの負担率が逡減していくこと」を販売チャネル・顧客属性に応じて、資料表示、口頭説明など、適切な方法で説明することが求められているとの理解でよいか。	
20	販売手数料は、投資信託の保有期間が長期に及ぶほど1年当たりの負担率が逡減していくことは、投資信託全般に共通することであり、個別銘柄に帰属するものではないため、当該説明は、目論見書または目論見書の補完書面若しくは他の独立した説明書面等に、「例示」を記載することで説明を行うことでよいか。	

	<p>また、目論見書等が改訂されるまでの期間は、汎用的な「例示」を記載したリーフレットを作成し、目論見書等に挟み込む等の方法により説明を行うこととしてよいか。なお、汎用的な「例示」を記載したリーフレットの作成に際しては、あくまでも例であることを投資家にご理解いただく必要があるため、実際の販売手数料や残存期間は「例示」とは異なる場合があること、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をご覧いただきたい旨等を記載することとしたい。</p>	
21	<p>「販売手数料は、投資信託の保有期間が長期に及ぶほど1年当たりの負担率が逡減していくこと」の説明であるが、例えば、販売手数料や信託報酬、信託財産留保額等のコストを具体的な数字で例示し、合計コストが保有期間でどのように変化するかを示すことで充足すると考えてよいか。</p>	<p>本改正は、投資家が各自の判断に基づいて中長期の運用を行うことを促すため、販売手数料のように、保有期間によって投資家の負担率が逡減していく費用についての理解を深めることを目的としておりますが、当該事項も踏まえながら、ご指摘のように顧客が負担する費用の合計を具体的な数字で例示し、保有期間に応じた変化を示すことも有効な例示方法と考えます。</p>
22	<p>保有期間別の年間負担率を表示することで、販売手数料に関する説明が複雑になり、「手数料は按分して支払えるもの」と誤認されたり、また、例示のような表記をすることにより「表示年数まで保有する必要がある」と誤認される恐れがあるため、IV-3-1-2(4)①ロについては削除いただきたい。</p>	<p>平成26年6月、金融・資本市場活性化有識者会合が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」において、投資信託について、手数料等に関する説明の充実を図る旨の提言がされているとおり、投資家が投資信託を購入するに当たって、自らが負担する費用について理解を深めることは重要であると考えます。</p> <p>ご指摘のような誤解が生じることのないよう、例えば「あくまでも販売手数料逡減のイメージである」ことを見やすい表記とするなど例示方法等を工夫することによりご対応いただくことが適切と考えます。</p>
23	<p>「例示」は税抜きであることを明示した場合は、販売手数料は税抜き数値を用いて説明することでよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

IV-3-1-2 (4) ①ハ		
24	投資信託購入後に顧客が負担することとなる費用として、信託報酬及び信託財産留保額が掲げられているが、解約時に解約手数料が必要となる投資信託については、当該手数料についても購入時に説明しなければならないということか。	解約時に顧客が負担する費用として解約手数料が発生する商品については、解約手数料率を購入時に説明する必要があります。
25	顧客が購入後負担することになる費用(信託財産留保額)については説明が困難であることから、料率を説明することによいか。	ご理解のとおりです。
26	通貨選択型ファンド勧誘時の留意事項に「また、デリバティブを組み込んだ商品や新形態の有価証券を組み入れたファンドなど複雑な仕組みを持つと思われる商品について、特に丁寧な説明を行っているか。」を追加してはどうか。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
27	(4)に「④顧客の中長期的な資産形成を支援するために、投信のみならず株式、預金、保険など預かり資産全体を横断的に捉えて適切なリスク分析に基づいた説明、勧誘を行っているか。」を追加してはどうか。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
28	(4) ①に「二. 販売手数料、信託報酬が他ファンドに比べて高い場合にはその理由を説明しているか」を追加してはどうか。	投資信託の販売会社において、他の販売会社が扱う投資信託の販売手数料や他ファンドの信託報酬の金額をすべて把握することは困難と思われるので、追記は不要と考えます。
IV-3-1-2 (5) 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項		
29	「投資信託の短期乗換え勧誘は、必ずしも顧客の中長期的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある」旨の記載がありながら「投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合」があることを前提とした記載があるのは矛盾している。乗換え勧誘を行うことは明確に禁止すべきではないか。少なくとも手数料獲得を目的とした乗換え勧誘は許されないと明記すべきである。	投資信託の乗換えに合理性があり、顧客が乗換えに係るメリットやデメリット等を十分理解している場合であれば、一律に投資信託の乗換えを禁止すべきではないと考えます。
30	「投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換のメリット・デメリット等を丁寧に説明し、	一律に新たな対応を求めるものではありませんが、金融商品取引業者等におかれては、今回の改正点を踏まえて、投資信託の乗換えに関する説明状況や社

	<p>顧客がこうした点を十分に理解した上で取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある」という本文趣旨は、すでに、そのような説明態勢が整っていると業者が判断する場合においては、本改正を受けた新たな対応を必ずしも行う必要がないという理解でよいか。</p>	<p>内管理態勢について改めて検証することが望ましいと考えます。</p>
31	<p>乗換えについては、保有商品の換金と他商品の購入が同時に行われることよりも時間的に間をあけて行われることが多い。 IV-3-1-2(5)③における「(乗換え時点で確定できない場合は概算額)」という場合の「乗換え時点」とは、他商品の購入時点ではなく、乗換え勧誘時点を指すとの理解でよいか。</p> <p>顧客が取引の必要性の有無を判断するための情報との位置付けからは、上記理解となり、解約手数料等については確定できないため概算額での説明となることで問題ないことを確認したい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、時点の明確化の観点から、「乗換え時点で確定できない場合」を「乗換え勧誘時点で確定できない場合」に修正いたします。</p>
32	<p>「乗換え時点」を実際取引が行われる前の乗換え勧誘時点であるとの理解の場合、当該勧誘の時点では、他商品の購入金額は定まっておらず、「購入代金に応じた」「販売手数料」の金額を説明することが困難な状況も想定されるが、その場合に、例えば、保有商品を換金した場合に得られるであろう金額を「購入代金」と想定して「販売手数料」の金額の説明を行えば、監督指針でいう「乗換え時点で確定できない場合は概算額」を説明したことになると考えてよいか。</p>	
33	<p>乗換えに係る費用の注意書きにおいて、販売手数料等との記載があるが、「等」については何を指すのか。</p>	<p>解約時の信託財産留保額等、その他発生する費用がある場合には当該費用についても説明する必要があると考えます。</p>
34	<p>(5)③では、「乗換えに係る費用」として、説明すべき内容の注釈が追加されたが、ここで言う「解約手数料」とは解約する投資信託に係る契約手数料及び信託財産留保額だけではなく、購入する投資信託を将来売却</p>	<p>今回の改正で追記しているIV-3-1-2(4)①ハに記載しているように、新たに購入する投資信託の勧誘時の説明として、売却時の解約手数料や信託財産留保額等の費用についても説明する</p>

	<p>する際に必要となる解約手数料及び信託財産留保額も含まれるということか。</p>	<p>必要があると考えます。</p>
35	<p>投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項について、「乗換え前後のポートフォリオ特性」も丁寧に説明することとしてはどうか。</p>	<p>Ⅳ-3-1-2(5)⑤に記載しているように、顧客の投資判断に影響を及ぼすものについては説明すべきと考えます。</p>
36	<p>「投資信託の勧誘を行う際、販売手数料等の顧客・・・が負担する費用について、次に掲げる事項を分かり易く説明しているか」について、「勧誘」としているのはなぜか。「勧誘」に限る必要はないのではないか。</p> <p>また、非勧誘も対象とする場合、例えばネット取引では説明事項を「分かりやすく表示」する対応となると考えてよろしいか。</p> <p>「勧誘」は買付けに係るものであり、売付け（乗換勧誘は除く）は本説明の対象外であることを、念のため確認させていただきたい。</p>	<p>Ⅳ-3-1-2(4)では、投資信託の勧誘時の留意事項を記載したのですが、インターネット取引においても、同様に顧客が負担する手数料について分かりやすく表示することが望ましいと考えます。</p> <p>また、投資信託の売付けにおいても勧誘を行う場合もあることから、本説明の対象外とはならないと考えます。</p>
37	<p>(4)「投資信託の勧誘に係る留意事項」及び(5)「投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項」について、ここで言う勧誘とは、非勧誘であるインターネット取引は対象としていないことを念のため確認したい。</p>	
38	<p>「顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解したうえで取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある」とあるが、「特性」や「等」として具体的に何が想定されているのか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、例えば、乗換えに係る投資信託の投資対象やリスクといった商品性や顧客ニーズと合致しているかなどが考えられます。</p>
<p>(投資信託の運用態勢の透明化に向けた留意点の追加) Ⅵ-2-3-1(1) 運用財産の運用・管理</p>		
39	<p>②本文中、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行う場合に加え、投資一任及び投資助言形式で運用を行う投資信託についても、イ. 及びロ. の情報を提供することとしてはどうか。</p>	<p>投資信託の特性に応じた情報提供が求められますので、ご指摘の事例についても含まれるものと考えます。</p>

40	<p>運用担当者の経歴について受益者に明示するよう努めているかどうかを投資信託委託会社の業務の適切性を判断するための留意点に追加されたことを高く評価する。</p> <p>(1)運用報告書は継続保有をすべきかどうかの判断をするための資料とも言える。②イ. 及びロ. が変更された場合はその内容も情報提供することとしてはどうか。期中に運用担当者の変更があった場合には、運用の一貫性が保たれているかどうかを注視する必要があることから、その事実と、できれば事情を報告書に開示することが望まれる。</p> <p>(2)また、過去に、運用担当者の経歴等を誇大に表示したり、派手に広告した後都合が悪くなると開示を止めるということが行われる等、販売促進のためにこうした情報開示が行われるということがあったが、投資家の信頼を失う結果となった。この種の情報の開示は事実を事実として淡々と開示してもらうことが重要である。できれば開示の様式を当局なり協会で決めていただくことが、受益者（投資家）にも分かりやすく、また、ファンドアナリスト等による分析にも資することになるのではないかと思う。</p>	<p>(1) 今回の改正は、投資信託の運用体制の状況に関し受益者等に対し、それぞれの投資信託の特性に応じて、分かりやすく記載することを求めているものであり、イ及びロに関する内容について変更が生じた場合にも必要に応じて適切な情報提供が行われることが期待されます。</p> <p>(2) 今回の改正は、投資信託の運用体制の状況に関し受益者等に対し、それぞれの投資信託の特性に応じて、分かりやすく記載することを求めているものであり、各業者の創意工夫のうえ作成されることが望ましいため、一律の様式を定めることにはなじまないものと思われる。</p>
41	<p>②イ. 運用担当者に係る事項に「担当している代表的なファンド」を追加してはどうか。</p>	<p>記載の事項は例示であり、各運用会社が運用する投資信託の特性に応じて、投資家にとって有益な情報を創意工夫の上、適切に情報開示することが望まれます。</p>
42	<p>本規定の対象となるファンドは原則として公募投資信託であるとの理解でよいか。</p> <p>具体的な開示媒体については規定されていないが、例えば委託会社のホームページで開示すれば足りることを確認したい。また、目論見書で開示する場合においては目論見書改訂のタイミングで今後順次対応を行う方法で問題がないことを確認したい。</p>	<p>公募及び私募の区別はありませんので、ファンドの特性に応じて受益者に適切な情報提供が行われることが望まれます。</p> <p>また、情報提供の方法等については、限定をしていませんので、各業者において、投資家にわかりやすい方法により提供が行われることが望まれます。</p> <p>なお、目論見書に記載する場合は、「運用責任者の運用経験年数」など、時間の経過によって自動的に更新されること</p>

		が明らかな変更は、次の目論見書改訂時に行うことでよいと考えられます。
(全般)		
43	実施時期について「本パブリックコメント終了後、速やかに適用する」とあるが、業者における社内体制の整備に係る所要期間を勘案し、施行時期については一定の配慮をお願いしたい。	監督指針の改正後、速やかに社内体制の整備等への取組みを開始していただく必要があると考えます。なお、本改正は、当局が金融商品取引業者等の投資信託の勧誘・販売態勢等について、検証を行う際の留意点を明確にしたものであり、実施までに一定の猶予期間を設ける必要があるものではないと考えます。各金融商品取引業者等において、社内体制整備等のために、直ちに監督指針に沿った態勢が整備されない場合でも、態勢整備に向けた取組み状況を含めて検証することになると考えます。
44	実施時期については、パブリックコメント終了後、速やかに適用とのことですが、顧客本位の目線に立った開示をするために、実施までに十分な準備をする猶予期間をいただきたい。	
45	本改正は、一律の態勢整備を求めるものではなく、対面での勧誘による販売やインターネット・バンキングなど取引実態に応じて対応を行うことが想定されているという理解で良いか。	ご理解のとおり、取引の態様に応じた分かりやすい説明、表示を行っていただく必要があると考えます。
46	個人投資家で、某大手運用会社の投信を保有している。最近、投信から様々な費用が引かれているのを知り愕然とした。どのような費用が引かれているのか、明細を知りたい。そして他社の似たようなファンドと比較して、トータルコストの安い投信を探したい。	本改正を通じ、金融商品取引業者等において、投資信託の勧誘に際し、顧客が負担することになる費用について分かりやすい説明が確保されるよう促してまいります。
47	本件別紙2Ⅳ-3-1-2(4)及びⅤ-2-1-1(2)中「②③において同じ。」を「②及び③において同じ。」とし、「分かり易く」を「分かりやすく」とし、「あたり」を「当たり」とするべき。	ご意見を踏まえ修正いたします。 その他、平成26年9月11日に公表した「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」等との整合性をとるための字句修正を行います。